北名古屋市監査公表第５号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第１２項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

平成３１年３月５日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一

北名古屋市監査委員　桂　川　将　典

３１北財第６号
平成３１年２月１４日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一　様
北名古屋市監査委員　桂　川　将　典　様

北名古屋市長　長　瀬　　保
（公　印　省　略）

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成３１年２月１日付け３１北監第１２号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜財政課＞

１　【指摘事項】

⑴　庶務事務について

ア　公用車管理において、予約した共有車の公用車運行管理記録簿に記入漏れがあった。なお、使用していないのであれば、予約を取り消すよう指導すること。

イ　ドライブレコーダーのデータ提供について、設置及び管理運用に関する要綱に規定はあるが、その取扱いを周知するとともに、データ提供を行った場合の様式について作成すること。

２　【措置状況】

⑴のア　指摘事項については、予約した共有車を使用しない場合、公用車を無駄なく、効率的に活用するため、随時、予約を取り消すよう指導しているところです。

⑴のイ　指摘事項については、刑事訴訟法の規定に基づき捜査機関から公文書によりデータの提供を求められたとき等は、財政課に合議するよう周知します。また、捜査機関等にデータを提供した場合、当該文書の写しを記録として残し、保管します。

３１北税第３７号
平成３１年２月２６日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一　様
北名古屋市監査委員　桂　川　将　典　様

北名古屋市長　長　瀬　　保
（公　印　省　略）

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成３１年２月１日付け３１北監第１２号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜税務課＞

1　【指摘事項】

⑴　収入事務について

住宅のバリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額措置について、申告書等を工事の完了後３か月以内に提出しなければならないが、期限後に提出された申告書に遅延理由として不十分なものがあった。

⑵　庶務事務について

軽自動車税納税通知書の公示送達について、納税義務者の住所を調査しているが、調査結果の記録に不備があった。

⑶　契約事務について

特別徴収納入書カット・ブッキング及び特別徴収税額通知書圧着業務について、執行伺に随意契約の理由として根拠法令を記載しているが、理由に対し間違った条項が記載されていた。

2　【措置状況】

⑴　指摘事項については、遅延理由を十分に確認し、申告書の受付を行います。

⑵　指摘事項については、住民税と同様に、調査結果の詳細を記録し、決裁するよう是正しました。

⑶　指摘事項については、理由及び根拠法令を間違いのないよう確認し、事務処理を適正に行います。

３１北収第１７３号
平成３１年２月１８日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一　様
北名古屋市監査委員　桂　川　将　典　様

北名古屋市長　長　瀬　　保
（公　印　省　略）

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成３１年２月１日付け３１北監第１２号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜収納課＞

１　【指摘事項】

⑴　収入事務について

滞納整理用納付書(原符)について、耐火書庫に保管している未使用の納付書(原符)の数量が管理されていなかった。

２　【措置状況】

⑴　指摘事項については、冊数管理簿を備え、管理をしました。